最近の判例から

(3) - 土地の瑕疵責任 -

売買契約の目的物である土地において基準値を超える砒素等が存在することは、専ら自然的原因によるものであるとしても、瑕疵があるとされた事例

(仙台高裁 平22・1・22 判例集未登載) 福島 直樹

マンション建築目的で買い受けた原告(X)が、被告(Y)に対し、本件土地には土壌汚染対策法等に定める基準を超える砒素が存在したため、本件マンションを建築するに当たって土壌汚染の処分等に過分の費用を要したとして、瑕疵担保責任により、損害賠償金等を求めた事案において、本件土地において基準値を超える砒素等が存在することは専ら自然的原因によるものであるとしても、瑕疵があるとされた事例(仙台高裁 平成22年1月22日 出典未登載)

1 事案の概要

原告(X)はマンションの建築、分譲販売する会社であり、平成18年10月31日、Yから本件土地を9億2200万円で買い受けた。Xは、同年12月11日までに本件売買代金を被告に支払い、そのころYから本件土地の引き渡しを受けた。

その後、Xが土壌の調査を行った結果、本件土地には土壌汚染対策法等に定める基準を超える砒素等が検出された。そこで、Xは、Yに対し、本件マンションを建築するに当たって土壌汚染の処分等に過分の費用を要したとして、瑕疵担保責任に基づき当該費用相当額の損害として5740万円及び遅延損害金の支払いを求めた。

第一審(平成21年1月20日)において裁判 所は、本件土地には瑕疵がないとしてXの請 求を棄却したため、Xが控訴したところ、控訴審において、Xの請求を主文の範囲で認容し、5050万円の損害賠償金及び遅延損害金に支払いが命じられた。なお、Yはこれを不服として上告したが、上告不受理となった。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示した。

(1) Yは、本件土地から検出された砒素等は 専ら自然的原因によるものであって、法の適 用はないからXが支出した余分な費用は不必 要なものであったと主張する。しかし、本件 マンションの基礎を設置するためには、土壌 が汚染されていなくても本件土地を掘削する 必要があるところ、その際には掘削した土壌 を処分する必要がある。そして、本件マンシ ョンを建設するに際しては、掘削した土壌を 搬出して処分するのが通常の工法であり、仮 に埋め戻すとしても余分な費用がかかるばか りでなく、工事期間が余分にかかる。また、 このような汚染土壌が一般の処分場では受け 入れられないというのも理解できるものであ り、汚染土壌について埋立て及び焼却等の処 分方法をとったのは、業界の通常の方法によ ったものであることが推認される。

以上に照らせば、本件土地内の土壌から基準値を超える量の砒素等が存在することにより、本件土地の中高層建物を建築するに際して、余分な費用がかかるものと認められる。

そして、この余分に要する費用額が本件土地 の売買代金と比較しても決して少額ではな く、また、汚染がない場合の土壌処分費用と 比較すると相当高額であること、本件土地に おいて砒素等が分布する範囲が面積にして広 範囲であるとともに、深度が浅く掘削すべき 最大深度よりも相当浅い部分に存在していた ことなどの事情に照らせれば、本件土地が本 件売買の目的物として通常有すべき品質、性 能を備えていないというべきであり、本件土 地の経済的効用及び交換価値を低下させるも のと認められるのであり、本件売買代金との 等価性が損なわれていると認めるのが相当で ある(なお、瑕疵の有無は売買契約の内容と 等価性を損なわせる事情により個別相対的に 定まるものである。)。

従って、本件土地において基準値を超える 量の砒素等が存在することは、当該砒素が専 ら自然的原因によるものであるしても、本件 売買の目的物として瑕疵があるといえる。

(2) 本件土地内部で汚染土壌を埋め戻す場合にかかる追加工事費用は4693万5000円であることが認められるが、本件マンションの建築に際しては掘削した土壌を運び出して処分するのが通常の工法であること、埋戻しによる処分を行うには工事期間が1.5か月余分にかかることに照らし、Xが土壌の搬出処分に要した5050万円1150円をもって、本件土地の瑕疵に基づく損害であると認めるのが相当である。

Xは、外周仮囲部埋戻採石工事、外構等における汚染土の入れ替え工事等の費用についても損害であると主張するが、本件土地の砒素等の土壌含有量は、「特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによる健康リスク」に関して設定された値である基準値の15分の1以下に過ぎず、本件マンションの購入者及び入居者の健康に被害を与える蓋然

性は乏しいから、これら費用は本件土地の効用確保のために必要不可欠なやむを得ない費用であったとはいえない。たとえ、Xが、本件マンションの分譲販売を有利に進めるための差別化対策として上記工事を施工したとしても、その工事費用は、本件マンションの分譲販売を促進するための営業費用として、X自身が負担すべきものというべきである。

3 まとめ

旧土壌汚染対策法においては、土壌汚染は 人の活動に伴って生ずる土壌の汚染に限定し されるものであるとして、自然的原因により 有害物質が含まれる汚染された土壌をその対 象としていなかった。本事例は、旧法の施行 下において、当該砒素が専ら自然的原因によ るものであるとしても、売買契約の目的であ る土地において基準値を超える量の砒素等が 存在することは瑕疵があるとした初めての判 例である。

その後、土壌汚染対策法は改正され(平成22年4月施行)、当該改正施行通知において、「法第4章において、汚染土壌の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと及びかかる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する必要がないことから、同章の規制を適用するため、自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土壌を法の対象とすることとする。」とされることとなったことから、本判例の持つ意義は、既に土壌汚染対策法に反映されたともいえる。

いずれにしても、工場等の汚染に起因しない自然的原因により汚染された土壌に対しても瑕疵担保責任が課されることになり、土地取引において土壌汚染の問題を扱う場合には、一層慎重に対処することが迫られるようになったといえよう。

(研究理事・調査研究部長)